

緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付の概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入減少があった世帯の資金需要に対応するため、愛知県社会福祉協議会において生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金（生活支援費）」を活用し、特例措置による貸付を実施

1 貸付窓口 県内の市区町村社会福祉協議会

2 貸付期間 2020年3月25日（水）～7月31日（金）（終了日は予定）

3 貸付制度の概要

（1）緊急小口資金

〔一時的な資金が必要な方
〈主に休業された方〉〕

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等（※）の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
据置期間	2月以内	1年以内
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	同左

※ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

（2）総合支援資金（生活支援費）

〔生活の立て直しが必要な方
〈主に失業された方〉〕

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	（二人以上）月20万円以内 （単身）月15万円以内 貸付期間：原則3月以内	同左
据置期間	6月以内	1年以内
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり：無利子 保証人なし：年1.5%	無利子

※ 総合支援資金（生活支援費）については、原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件

県は、令和元年度2月議会補正予算で、県社会福祉協議会への貸付原資としての補助金（18億3百万円）を決定

◎貸付決定件数・貸付決定金額の状況（速報値）

月日	決定件数	決定金額	備考
3/25～4/13	2,795件	45,617万円	全て緊急小口資金

〈他県との比較（2020.4.4現在）〉

※全国の数値は全国社会福祉協議会とりまとめによるもの

※数値は緊急小口資金、総合支援資金を合算したもの

○全国と愛知県

	決定件数	決定金額
全国	13,750件	230,528万円
愛知県	1,334件 (全国の約10%)	21,775万円 (全国の約10%)

○都道府県別決定件数（上位3都道府県）

都道府県名	決定件数
北海道	1,928件
愛知県	1,334件
東京都	1,214件

○都道府県別決定金額（上位3都道府県）

都道府県名	決定金額
北海道	32,518万円
東京都	23,156万円
愛知県	21,775万円